

弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託に係る 公募型プロポーザル募集要領

この要領は、弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託水準書（以下「水準書」という。）及び弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）に従い弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託に係る公募型プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）により参加する場合の手続及び提出書類等について、定めるものである。

1 委託の名称

弘前市上下水道事業メーター関連業務及び漏水修繕等業務委託（以下「業務委託」という。）

2 業務委託の内容

業務委託の区域、対象業務、委託期間など業務委託の内容については、水準書で定めるものとする。

3 業務委託の引継ぎ準備期間及び費用負担

業務委託の引継ぎのための準備期間は、原則として業務委託実施前の3カ月間とし、詳細な日程及び内容については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

また、当該準備期間における引継ぎに要する費用については、受注者の負担とする。

4 業務委託に係る委託料の上限額

業務委託に係る委託料の上限額は、781,972,000円であり、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間の委託料とし、消費税及び地方消費税を除く金額とする。

なお、提案見積金額は、当該上限額以内とする。

5 提案見積書及び積算内訳書

提案見積金額は、5年間に要する総額及び各年度の内訳を別に定める提案見積書（様式第6号）及び積算内訳書（様式第16号）に記入し、業務提案書とは別に封かんのうえ提出する。

6 契約保証金等

受注者は、業務委託の契約履行を保証するものとして、次の各号のいずれか

を納付又は提出するものとする。

- (1) 契約保証金の納付（契約金額の 100 分の 10 以上）
- (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出
- (3) 契約保証金による債務の不履行により生じる損害金の支払を保証する金融機関の保証を証するもの
- (4) 本件委託契約による債務の不履行により生じる損害を補填する履行補償保険の締結を証するもの
- (5) 履行実績証明書

過去 2 年間に市、国（公団等を含む。）又は他の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を複数回締結し、これらを全て誠実に履行した実績を証するもの

7 参加申込手続等

- (1) 参加申込みに係る提出書類等については、弘前市ホームページからダウンロードすること。
- (2) プロポーザルに参加しようとする事業者（以下「参加表明事業者」という。）は、プロポーザル参加表明書（様式第 1 号）に必要書類を添付のうえ、期限までに提出すること。
- (3) 参加表明書に必要とする提出書類

ア 会社概要関係書類

- ① 資本金、所在地、業務案内、従業員数、社歴、個人情報保護の取組内容等が確認できるもの
- ② 法人登記簿謄本の写し（参加表明書を提出する日を基準として 3 カ月以内に発行されたものに限る。）

イ 弘前市指定給水装置工事事業者証の写し

弘前市指定給水装置工事事業者でない場合は、弘前市給水条例第 6 条の定めるところにより、必要な要件を満たしていることを証明する書類と業務委託の契約までに弘前市指定給水装置工事事業者の指定を受ける旨の誓約書

ウ 労働条件関係書類

労働関係に係る各種規則や協定の整備状況が確認できるもの

- ① 就業規則
- ② 労働基準法第 36 条に係る時間外及び休日労働に関する協定書

エ 必要資格関係書類

業務責任者及び業務主任者の候補者の資格要件を証明できるもの

オ 賠償保険加入状況関係書類

不測の事態に対応するための賠償保険の加入状況について確認できる保険証書の写し

カ 実施要領第2項第15号に規定する受注実績を証明する契約書の写し又は実績を証明できる書類

キ 租税に未納がないことを証明する書類

① 直近の事業年度の消費税(税務署発行の未納の税額がないことを証明する「納税証明書(その3)」)

② 弘前市に納めた直近の事業年度の法人市民税、固定資産税

ク 共同企業体で参加する場合は、委託業務共同企業体協定書(様式第3号)の写し及び全ての構成員について、租税に未納がないことを証明する書類

(4) 提出期間

参加表明書等の提出は、平成27年7月28日午前9時から同年7月29日午後5時までとする。

(5) 提出先

弘前市上下水道部総務課

(6) 提出方法

持参を原則とする。

(7) プロポーザルの参加辞退

参加表明事業者がプロポーザルへの参加を辞退する場合は、プロポーザル参加辞退届(様式第15号)を提出すること。

(8) 参加資格審査結果の通知

第7項第3号に規定する提出書類により、参加表明事業者の参加資格を審査し、その結果をプロポーザル参加資格審査結果通知書(様式第4号)により通知し、併せて参加資格を有することが確認された参加表明事業者(以下「参加事業者」という。)に対し、プロポーザル参加要請書(様式第5号)を送付する。

8 プロポーザル実施に関する説明会

業務委託に係るプロポーザルの実施については、下記のとおり説明会を実施する。

(1) 実施日時及び場所

ア 日時 平成27年7月13日、午前10時から

イ 場所 弘前市上下水道部茂森庁舎2階第二会議室

(2) 説明会の内容

ア 業務委託の概要(業務目的、内容等)の説明

イ 募集要領(業務提案書の作成、留意事項等)の説明

(3) 参加人数

説明会への参加人数は、1事業者2名以内とする。

9 提案書等の提出

参加事業者は、プロポーザルの実施に係る業務提案書、提案見積書、ヒアリング出席者報告書及び業務提案書等提出書類確認表（以下「提案書等」という。）を作成のうえ、提出期間内に提出すること。

(1) 提出期間

提案書等の提出は、平成 27 年 8 月 10 日午前 9 時から平成 27 年 8 月 14 日午後 5 時までとする。

(2) 提出先

弘前市上下水道部総務課

(3) 提出方法

原則として参加事業者による持参とする。

(4) 提出部数

ア 業務提案書（様式第 8 号）

正本 1 部、副本 7 部

イ 提案見積書（様式第 6 号）及び積算内訳書（様式第 16 号）

各 1 部

ウ ヒアリング出席者報告書（様式第 7 号）

1 部

エ 業務提案書等提出書類確認表（様式第 14 号）

1 部

(5) 業務提案書の内容

業務提案書の記載内容については、次の項目について作成する（様式第 8 号から 8—20 号）。

ア 会社概要及び財務状況（直近 3 カ年の会計年度における貸借対照表及び損益計算書）

イ 業務体制及び業務履行計画

ウ メーター交換業務に対する考え方

エ 宅地内給水装置調査業務に対する考え方

オ 開栓・閉栓及び精算業務に対する考え方

カ メーター検針業務に対する考え方

キ 待機業務に対する考え方

ク 漏水確認調査業務に対する考え方

ケ 管路漏水調査業務に対する考え方

コ 流量・水圧測定業務に対する考え方

サ 道路漏水修繕業務に対する考え方

シ 個人情報保護に対する考え方

ス 社員への研修体制に対する考え方

セ 地域貢献（地元経済、地元雇用等）に対する考え方

ソ 災害、緊急時危機管理に対する考え方

タ その他の業務提案

(6) 業務提案書の作成形態

- ア 業務提案書の表紙には、業務提案書（様式第8号）を使用し、事業者名（正本にのみ記載）、提出年月日及び業務提案書ごとの通し番号を記入のうえ、頁の最初に目次を付け、各頁には、頁番号を記入し、提出部数ごとに綴り提出する。
- イ 業務提案書の作成にあたっては、日本語を使用し、日本工業規格A4判縦置き横書き左綴りで作成し、正本1部、副本7部を提出する。
- ウ 電子記憶媒体での提出は認めない。

(7) 注意事項

業務提案書の副本には、事業者名及び見積金額を記載しない。

(8) 提案見積書（様式第6号）

提案見積書には、各年度の積算内訳書（様式第16号）を添付し、業務提案書とは別に封かんのうえ1部提出する。

(9) その他

- ア 提案書等の作成に要する費用は、参加事業者の負担とする。
- イ 提出された提案書等は返却しない。
- ウ 市長が必要と認めた場合は、追加資料を求める場合がある。
- エ 提出された提案書等の全ての権利は、参加事業者に帰属する。
- オ 提出された書類は、必要に応じて複製することがある。
- カ 提出された提案書等について、弘前市情報公開条例（平成18年弘前市条例第19号）の規定による請求があった場合は、提案書等を作成した参加表明事業者に対し、意見書を提出する機会を与えるものとする。なお本プロポーザルの受注候補者の決定前において、決定に影響がでるおそれがある情報については決定後の開示とする。

10 業務提案書等の作成に係る質問の受付等

- (1) 提案書等作成に係る質問がある場合は、プロポーザル質問書（様式第9号）により、電子メールでのみ受け付ける。
- (2) 質問の受付期間は、平成27年7月13日から17日までの5日間とする。
- (3) 質問に対する回答については、弘前市ホームページに掲載し、電話及び口頭による回答はしない。

11 審査方法

(1) 一次審査

業務提案書等を提出した参加事業者が5者を超えた場合は、審査委員会において、書類による一次審査で5者を選考し、その結果については、一次審査の結果（様式第11号）により参加事業者に通知するものとする。ただし、

参加事業者が 5 者以内の場合は、一次審査を省略する。

(2) 二次審査

一次審査により選考された業務提案書等は、審査委員会において二次審査を実施するとともに次のとおり参加事業者ごとにプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

ア 審査日時及び場所

ヒアリング参加要請書（様式第 10 号）により通知する。

イ 審査時間

各参加事業者からのプレゼンテーションは 30 分以内とし、プレゼンテーション終了後に審査委員からヒアリングを 20 分程度行う。

ウ プrezentation の方法

プレゼンテーションは、自由形式とし、希望する参加事業者は、電子機器を用いて行うことができる。なお、プレゼンテーションで使用する機器は、参加事業者で用意すること。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源コードは市側で用意する。

エ プrezentation 及びヒアリングに際し、提案書提出時に添付していない資料等を新たに提出することはできない。

オ プrezentation の出席人数は、5 名までとする。なお、出席者の氏名等をヒアリング出席者報告書（様式第 7 号）に記入し、提案書とともに提出する。

12 受注候補者の決定

二次審査の結果、受注候補者として選定された事業者には、受注候補者選定結果通知書（様式第 12 号）を送付する。また、受注候補者に選定されなかった事業者には、受注候補者非選定結果通知書（様式第 13 号）を送付する。

13 特別目的会社の設立

受注候補者は、別に実施する弘前市上下水道事業水道料金等徴収業務委託に係る公募型プロポーザルにより選定された受注候補者と特別目的会社を設立しなければならない。

14 企画・提案書に瑕疵等がある場合の取り扱い

プロポーザルにおいて、参加事業者の提出書類、参加資格等に瑕疵があることが判明した場合又は提出書類を提出期限内に提出しなかった場合は、審査委員会が当該事案について審査し、その取扱いについて決定する。また、当該瑕疵について、参加事業者に聞き取り等を行い当該瑕疵が重大又は悪質であり、プロポーザルの公正及び公平性を著しく損なうと認められる場合は、既に決定した事項を取り消す場合がある。

15 関係法令等の遵守

参加事業者は、プロポーザルへの参加表明書を提出したことにより、本件プロポーザルの募集要領を遵守することを誓約したものとみなす。

参加事業者が関係法令等に違反した場合は、前項の取り扱いに準じるものとする。

16 プロポーザルの日程

実施要領に規定されている日程表のとおり。

17 書類提出先及び問合せ先等

(1) 弘前市上下水道部総務課

〒036-8217 青森県弘前市大字茂森町 40 番地 1

(2) 電話 0172-36-8100 (午前 8 時 30 分～午後 5 時まで)

(3) ファクシミリ 0172-36-8110 (終日)

(4) 電子メールアドレス suisoumu@city.hirosaki.lg.jp (終日)